

2-2 生活支援の展開

現 状・課 題

社会的背景

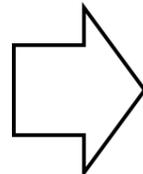
- 単身世帯や支援を必要とする軽度の高齢者の増加により、「介護・医療・予防」といった専門的サービスの前提として、「生活支援」の必要性が増している
- 社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防に繋がる
- 生活支援体制整備事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域のつながりである「互助」をより強化するための事業。ここでは、高齢者・ボランティア・NPO・民間企業・地域団体等の多様な主体の活力・資源を活かした連携体制の構築が求められる
- 自治体は、生活支援の担い手の養成・発掘、地域資源の開発やそのネットワーク化等を主導する地域支え合い推進員や協議体の運営を支援する

市の現状

- 調布市では、平成27年4月から生活支援体制整備事業を開始以降、体制の充実化を推進
 - 平成29年4月 第1層（市全域）の地域支え合い推進員に市職員を配置
 - 第2層（福祉圏域）の地域支え合い推進員に社協職員（2名）を配置開始
 - 令和5年10月 第2層の全8圏域に地域支え合い推進員 配置完了
- 調布市での生活支援体制整備事業の3つの視点
 - ①多機関協働の連携体制の構築
 - ②地域での支え合い活動の創出
 - ③社会参加でハリのある生活
- 高齢者の社会参加による介護予防や住民主体の支援活動等の推進
 - 平成31年～ 「セカンドライフ応援キャンペーン（以降、セカキャン）」の開始
高齢者が元気で生きがいを持って自立した生活が送れるよう、地域団体・民間企業等の多様な主体が実施している取組を集約・見える化
 - 令和3年～ 「常設通いの場スタートアップ補助金」の開始
 - 令和3年～5年 「つながり創出による高齢者の健康増進事業～CDC（調布・デジタル・長寿）運動」（電気通信大学・アフラック・調布市による実証実験）
アクティブシニアを中心に「場所」・「人」・「コンテンツ」の「つながり」を促進することで『健康寿命の延伸』と『主観的幸福度の向上』を目標とする
- ゆうあい福祉公社で住民参加を基盤としたインフォーマルサービスの拡充
 - 有償在宅福祉サービス事業，生活支援コーディネート事業「ちょこっとさん」，相談事業
- 総合事業（サービスA）の実施

課題等

- 「支え合いの地域づくり」の目的・意義，事業内容について，高齢者を含む市民や地域団体・企業等に対して，認知度を高める必要がある。
- 常設通いの場の拡大
- 第1層（市全域）・第2層（福祉圏域）間の連携強化を図りながら，地域支え合い推進員を中心とした地域活動の活性化，生活支援・介護サービスのニーズ把握や資源開発，ネットワークの構築など，支え合いの地域づくりを推進していく必要がある
- 総合事業（サービスB・C）の検討



第9期計画の取組

① 地域支え合い推進員の活動充実

- 第1層（市全域）・第2層（福祉圏域）が相互連携し，既存活動や新たな住民主体の活動設立を伴走支援するとともに，地域福祉コーディネーター（CSW）や地域包括支援センター，地域企業・団体との協働を促進し，地域に根差した活動や周知をより一層推進する
- 関係（民間）団体等が持つ柔軟な発想・ノウハウ等を活用・共有しながら，高齢者が生きがいや楽しみを感じながら活動できる場・環境の整備を進め，地域課題の解決やニーズに即した活動を展開する
- 誰もがいつでも気軽に立ち寄れる「常設通いの場」の充実を図ります。

② 協議体

- ネットワークづくりに加え，定期的な情報共有・連携，地域課題の把握・解決の場の推進をしていく

③ 高齢者の社会参加による介護予防や住民主体の支援活動等の推進

- 社会参加が少ない方へのアプローチの一環として，民生委員・児童委員や広報協力員等と協力して，適切な支援や活動等につなげる
- セカンドライフ応援キャンペーンを通じて，地域団体・民間企業との協働促進，幅広い活動の場の提供を推進する
【KPI：セカキャン協賛企業・団体 120（第9期目標）】
- ゆうあい福祉公社，社会福祉協議会等と連携し，住民参加を基盤としたインフォーマルサービスの拡充，ボランティア等の人材発掘を支援する
- シルバー人材センター等を通じた就労環境の整備，庁内関係部署等と連携した生涯学習・文化スポーツ活動等の充実を図り，元気高齢者の活躍・生きがいづくりを推進する

④ 総合事業

- 既存・新規事業とともに，地域住民・団体の意向をくみ取りながら，新たな活動の枠組みとなる総合事業のサービスB・Cの可能性や有効性等も含め，今後の事業展開について検討する
- 福祉人材確保の一環として，家事援助ヘルパーの養成・登録を進めていく

※サービスBとは

介護保険法の改正に伴い，介護予防訪問介護・介護予防通所介護が介護予防生活支援サービスとして，地域支援事業へ移行したことで，新たに設けられた枠組み。既存の介護事業所によるサービスではなく，多様な担い手による多様なサービスを「サービスB」として，フォーマルサービス化できる

